供　　託　　書

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 申請年月日 | | 年　　　月　　　日 | |
| 供託者 | 第　　宗務所　第　　　教区　第　　　　番  住職　宗議会議員　　氏名 | | |
| 被供託者 | 総務部長　　　　　　　　　　　　印 | | |
| 供託金 | 金５００，０００円 | | |
| 関連規程及び条項 | | | 曹洞宗選挙規程第３０条第１項，第２項，第３４条各項 |
| 供託の原因／関係規程の表示 | １　供託者は，　　　　年　　月　　日執行の宗議会議員選挙につき，候補者の届出をするため曹洞宗選挙規程第３０条第１項（又は第２項）の規定により被供託者である総務部長に供託する。  ２　総務部長は，第３４条第１項の規定により，この供託書（本書）を候補者又は推薦人に交付する。  ３　総務部長は，この供託書に記載する供託金を選挙執行が終わるまで厳重に保管する。  ４　供託金は，次のいずれかに該当する場合は，供託者に返却しない。  （１）候補者の得票が第８０条第１項後段に規定する数に達しないとき。  （２）候補者が選挙期日前２０日の日以後に候補者であることを辞退したとき。  （３）第８１条により，通知を受けた当選人が，その当選を辞退したとき。  ５　前項各号のいずれかに該当しないとき，又は候補者が被選挙権を失うに至ったときは，総務部長は，供託者に対し供託金を返還しなければならない。  ６　当該選挙執行ののち前項の取戻しをするときは，第３４条第１項によって交付を受けた供託書を総務部長に返却しなければならない。 | | |